札幌パートユニオン機関紙　No.１８２

陽だまり

発行：札幌パートユニオン
〒060-0004　札幌市中央区
北４条西１２丁目１－１１
ほくろうビル４階
TEL　０１１－２１０－１２００
FAX　０１１－２０６－４４００
発行日：２０１９年８月２４日

安倍自民党の「9条に自衛隊明記」改憲－「何も変わらない」は国民をだます大ウソ
米軍と一体化した自衛隊が、世界中で闘えることの合憲化だ

第35期第１回定例学習会(6/22)開く
安倍自民党政権の「憲法改正」とは何か～意見を出し合おう～

今期第１回の定例学習会は、「安倍自民党政権の「憲法改正とは何か」～意見を出し合おう～」というテーマで、20名近くが集まって６月22日にユニオン会議室で開きました。

安倍首相が「2020年に憲法改正をする」と宣言し続けている危機的な状況の中で、今回の学習会は、安倍自民党が出している「9条に自衛隊を明記する」という改憲案に焦点を絞って、３月の定期総会・記念講演で北星学園大学の岩本先生から受けた講演をもとにして、意見を出し合うという形で行いました。従来の会長からの講義を受けるという形ではない、初めてのやり方での学習会になるため、事前に担当幹事を中心に有志があつまって、学習会の段取りや、講演に沿った資料用意などの打ち合わせを重ねて学習会に臨みました。

「9条に自衛隊を明記」しても、「何も変わらない」は大ウソ!!

初めに会長から開会挨拶をかねて、会長自身の考えを自ら用意した資料をも使いながら、安倍政権は戦争を二度としない決意の平和憲法を壊そうとしている、断じて許すな！と、幼かった頃の避難、石狩空襲、父親のシベリア抑留などの戦争体験を語りながら訴えました。司会から、憲法改悪は労働組合の危機でもあるとして何とか改憲を止めたいと訴えつつ、今回の学習会の進め方について、自分たちが考え、意見を出し合う形で進めたいと提起しました。

まず、自民党の「9条に自衛隊を明記する」改憲案と、自民党が出している「Q＆A」の9条問題部分を読みました。次に安倍政権が登場して以降の、「憲法改正国民投票法」制定や、自民党の全面的な「憲法改正草案」、さらに2017年に突然出された「9条に自衛隊明記」、2020年改憲宣言など、自民党の改憲の動きや安保関連法（戦争法）などの制定の(年表)紹介がされました。つづいて、岩本さんの講演(文章化したもの)の9条問題部分を読み合わせてから、意見交換をしました。

岩本先生は、自衛隊を明記しても「何も変わらない」はずはなく、現憲法の条項の解釈に影響を与える。９条１項「戦争を放棄する」の「戦争」の意味も、２項「戦力保持せず」の意味

（次ページへ）

（1頁より）
も変わってしまう。ほとんどの憲法学者が違憲だとする「集団的自衛権の行使」は戦争放棄と戦力不保持とは相容れない。これを安倍首相は憲法上も認めさせようとしている、と批判しています。

意見交換では、「集団的自衛権のある自衛隊、戦争ができる軍隊を認めさせる事だ」「改正する意味はない、絶対ダメだ」「自民党はＱ＆Ａで、憲法解釈は変えないとか、等身大の自衛隊だ、といった表現でゴマカシている」といった意見が出され、会長からも「自衛隊はもともと米軍の配下に作られているし、60年安保反対闘争では、安保条約は戦争につながると反対して全国でデモが起きた。自衛隊の治安出動寸前で国民に死者が出るかもしれなかった。最大の問題は、安保条約だ。憲法に自衛隊を入れるということは、正式な軍隊になるということだ。」と指摘がされました。維新の会の国会議員・丸山による「(北方領土は)戦争でしか取り返せない、という発言は、9条の有り難味を忘れている。」といった意見や、また「戦争を体験した親の世代から自分は悲惨さを聞かされているが、若い世代は戦争美化して戦争は嫌だという気持ちがなくなっている。」と、戦争体験の風化への危機感も出されました。

発言する新野会長

すすむ自衛隊と米軍の一体化

小休止の後、岩本先生の講演で、自衛隊明記によって日本はどう変わるかを述べている部分についての、意見交換をしました。そのまえに、実際に進められている護衛艦の空母化や長距離巡航ミサイルの導入、頻度を増す米軍と一体化した作戦行動や訓練など、集団的自衛権行使を前提にした自衛隊の軍事力強化の現実が、資料として用意された新聞記事などで紹介されました。意見交換では、「(訓練は)戦争の準備だ」とか、「軍需産業が儲かるというのもあるが、安倍政権は米軍と一緒に戦争をしてでも、今の政治体制を維持したいと考えていると思う。」という意見が出されました。「(戦前の軍隊は)殴られるのが当たり前。自衛隊も同じ。人を殺せという強制力は暴力で生まれる。自衛隊の実態が世間に知られていない。」とか、「岩本先生は、非核3原則の見直し、徴兵制、国民に防衛協力義務化の可能性に触れているが、自民党の改憲草案など、根拠がある。」という意見も出されました。20代の若い組合員からは、「自分も(戦争のことは)よく判らないが、さらに下の代は自分ら以上かも。」と戦争体験風化の感想が述べられました。

最後に司会から、今後も憲法問題で学習を継続するので、準備への協力や、学習会に参加してほしいと呼びかけられました。

交流会でも学習会の感想が次々と

学習会のあとは恒例の交流会を行い、争議の区切りが付いた仲間からの報告や近況報告がされました。その中で「介護職場だが、高齢者の戦争体験を聞くことがある。伝えていくべき。今後が怖い。」「深いことは分からないが、子供が徴兵制の年齢。そこだけでも芳しくないこと。」といった学習会の感想も述べられました。

学習会全体の中では意見交換は一時間ほどで、難しいところもありましたが、日頃感じている新たな戦争への危機感も出し合いながら、安倍政権の「9条に自衛隊明記」という改悪の問題性の認識を深めて、「改憲はダメ」という意思を共有できたと思います。（Y）

第2回定例学習会は9月14日（土）15時から　ユニオン会議室にて

安倍自民党政権の「憲法改正とは」～意見を出し合おう～第2回目
自民党改憲案「緊急事態条項新設」など（予定）

学習会後に参加者の懇親会を行います。費用は500円です。

ユニオンの横断幕掲げ、平和の取り組み総がかり行動に参加

平和憲法改悪反対!! 戦争する国づくりを許さない!!

安保法(戦争法)・共謀罪法は廃止! 沖縄・辺野古新米軍基地建設反対!!

上左：6.19
下左：7.23
下右：8.19
いずれも総がかり行動
上中右：5.25
辺野古米軍基地反対！全国行動

2019年(令和元年)7月30日(火) 14版 総合4 4

萩生田氏の議長交代論 波紋

「有力な議長を置いて、憲法改正シフトを」

大島理森 衆院議長

萩生田光一・自民党幹事長代行

幹部「人事口出し 処分もの」

■首相、改めて改憲意欲

安倍晋三首相は13日、帰省先の山口県長門市で憲法改正への意欲を改めて示した。父の晋太郎元外相の墓参りをした後、「自民党立党以来の最大の課題である憲法について、国会において憲法の議論をいよいよ本格的に進めていくべき時を迎えている、ということを（墓前で）報告した」と記者団に語った。首相の帰省は14日までの予定。

いずれも朝日新聞

安倍首相の側近・萩生田自民党幹事長代行が“衆院議長を交代させて、改憲シフトの布陣を”と発言

首相自身も地元墓参で、国会での憲法議論を「いよいよ本格的に進めていく」と宣言

萩生田幹事長代行は、今年の四月には「新しい時代になったら、ワイルドな憲法審査会にしたい」と発言。強硬に憲法審査会を進めることを宣言しました。

今回はこれに続く発言。現・大島議長は野党との「調整型」の議長でこれでは改憲発議が進まないと、議長を交代させ改憲シフトを敷くことは「極めて大事だ」と発言したのです。安倍首相の意向ではないでしょうか。

首相自身も「(改憲は) 自民党結党以来の最大の課題」「いよいよ本格的に進める」と墓前に報告したそうです。

9月の定例学習会も改憲問題です。ぜひ参加して、共に考え、意見を出し合おう。(Y)

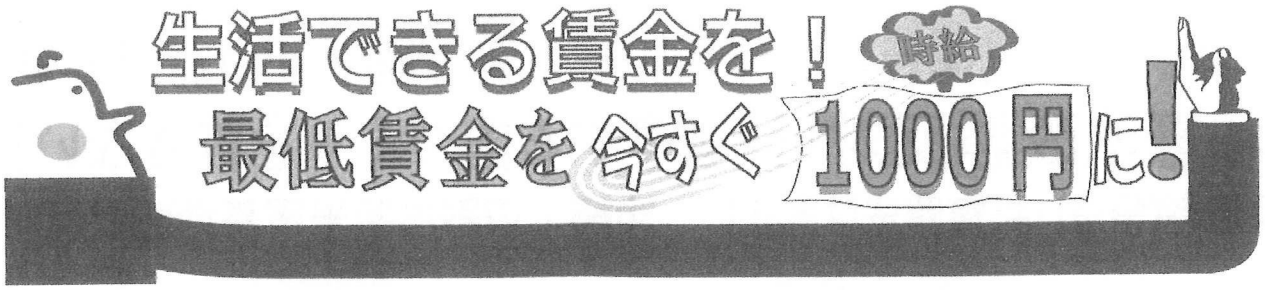

北海道の最賃、審議会で861円の答申

8月5日、労働局前で最賃の大幅引上げを求める集会

2019年8月5日、昼休みの時間に、労働局前で北海道地域最賃の大幅引き上げを求める集会を開催しました。この日は、労働局において、最賃審議会が行われて、最低賃金の改正について答申が出る予定となっていました。

これにあわせて、最低賃金の大幅な引き上げを求めて集会を開催し、集会のなかでは、ハイタク労働者の労働組合、全自交の代表が「私たちハイタク労働者は低賃金と不安定雇用で苦しい生活を余儀なくされている。最低賃金を抜本的に引き上げることを求める。」と、いまの労働者の厳しい生活実態を報告し、最低賃金を大幅に引き上げることを求めました。

集会では、参加者全員で・最低賃金を1000円以上に引き上げろ！・働く者が報われる最低賃金に引き上げろ！・非正規労働者の賃金を引き上げろ！・安心して生活できる最低賃金に引き上げろ！と声高らかにシュプレヒコールで訴えました。

広がる地域格差、東京、神奈川で1000円台、東北、九州等の県で700円台

中央の最賃審議会では、26円～28円の引上げの目安を決めましたが、地域の格差は広がりばかりです。

北海道の最低賃金は現行の835円を26円引上げ（引上げ率3.11%）して８６１円の答申、今年の10月3日から適用の予定です。

当ユニオンが求める最低でも1000円には、ほど遠い額であり、到底納得できる額ではありません。時給861は、1日8時間、週5日で年間2000時間働いても、年収172万円という低いものです。憲法25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」や、労働基準法第1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」と定められていますが、いまの賃金では普通に暮らしていけません。賃上げされているのは大手企業の正社員が中心で、パートや契約社員など非正規雇用労働者は最低賃金ギリギリです。

先進国の最低賃金額は1000円以上があたりまえですが、日本は、極端に低い状態となっています。いますぐ最低賃金1000円を求めていく闘いを広げていこう！！

札幌地区ユニオン　第2回組織研修会（8月10日）に参加

「解雇の金銭解決　議論の現状」を学ぶ

安倍政権が選んだ学者と経営者だけで進む
働く者を無視した、金銭解決制度ありきの議論

今期第２回目の札幌地区ユニオン組織研修会は、小泉政権時代から企まれてきた「解雇の規制緩和（金銭解決）」、とりわけ 2012 年第２次安倍内閣以降の経緯と現状、その問題点について、地区ユニオン山本書記長の提起を受けました。

第 2 次安倍内閣以降、労働者代表のいない、政権が選んだ学者や経営者による「規制改革会議」などで「解雇規制緩和」の議論・提案がなされてきたこと、金銭解決制度をつくることを前提にして、補償金額や「(労働者の) 金銭救済の仕組み」などと言いなして、法律の仕組みづくりが進んできた事が明らかにされました。山本さんは、この解雇の金銭解決制度で得をするのは、経営者であり、背後のアメリカ・ハゲタカファンドであり、労働者は絶対に得をしないと断じました。本来、国際的ルールでもある、公労使で構成される労政審での議論を無視して進められている「解雇の金銭解決制度」に対して私たちは覚悟を持って立ち向かおうと訴えました。

つづいて地区ユニオン特別執行委員である札幌パートユニオンの新野会長からは、解雇争議の実態とともに、「金銭解決制度」は裁判判例で勝ち取ってきたことをぶち壊す解雇の自由化に他ならない、断固阻止しなくては、という訴えがありました。

Ｑ＆Ａでは、連合の取り組みは？「金銭解決制度」の問題点を連合の側から逆宣伝する事も必要では？との意見も出されました。労働者抜きで進める悪法制定の動きに改めて憤りを感じます。

このあと、懇親会を開き、交流を深めました。（Y）

第31回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 inひょうご姫路

「どこかで誰かが声を上げれば　みんなで駆けつける闘うネットワークを」

10月5日(土)13：30～　第 31 回総会、特別報告ほか。6日(日)　分科会、閉会集会

姫路市　キャッスルグランヴィリオホテル、姫路労働会館

予定されている分科会は、以下のとおり。

第 1　精神疾患の認定を勝ち取るには
第 2　いじめ・パワハラ相談のノウハウ
第 3　外国人労働者とともにつくる、よりよい労働環境
第 4　ロサンゼルスの労働運動と参加型ワークショップ
第 5　公務パート
第 6　平和行政
第 7　労働組合への権力弾圧
第 8　組織運営
第 9　均等待遇
第 10　女性と労働
第 11　生活できる賃金を！
第 12　韓国非正規センターの取り組み

札幌パートユニオンでは、参加は基本的に役員の対応となります。

全国交流集会の報告会を11月に行う予定です。日時場所は未定です。

こんな解雇論外！あってはならない!!

6/10東京キタイチユニオン矢部さん解雇撤回裁判傍聴行動に集結！

東京キタイチユニオン執行委員長矢部さんが２０１７年１２月２５日付解雇を通知されたのは同年１１月２１日でした。労災による療養休職中でした。解雇理由は働く場所がないからという事でした。矢部委員長は労災療養中に２度会社と復職について面談しています。

２度目の面談（２０１７年１１月７日）で、治療結果が明らかになった後の３月に再度話し合いをすることで会社と合意しました。その２週間後に解雇が通知されたのです。２度目の解雇通知後の２０１２年１２月２７日、矢部委員長の障害等級が決定しました。小指の一部機能障害として１３級－４とされました。矢部委員長はこの結果を直ぐに会社へ報告しましたが、会社は無視を続けました。

２０１８年９月１９日、矢部委員長は職場復帰を求め労働審判へ訴えを起こしました。

矢部委員長は２０１０年４月に会社（株式会社東京キタイチ）へ入社しました。仕事は塩漬けタラコの選別箱詰めです。週に４日・２１時間勤務するパートタイマーです。

団体交渉による解決も検討しましたが、時間のロスを極力無くそうとし労働審判を選択しました。労働審判の期日２回は殆ど会社の説得に費やされました。会社の理不尽な抵抗に業を煮やした裁判官は職場復帰を「矢部委員長の新たな被害甚大」と判断し、会社の解雇は権利の濫用と認定した上で、解決金５０万円の支払いを会社に命ずる審判を２０１８年１１月７日に下しました。矢部委員長の圧倒的勝利でした。

会社はこれを不服として札幌地裁へ同年同月１１日異議を申し立てしました。２回の口頭弁論を経て２０１９年６月３日第１回証人尋問が行われ矢部委員長と会社側総務社員が出廷しました。尋問で会社側は、「仕事が出来そうもないと思ったので」及び「治療に長期間かかるとまた悪化すると思うじゃないですか・・」とする感想解雇理由を述べました。

一方矢部委員長は症状固定の３カ月前より、職場復帰が可能であることを医師の所見も提示しながら主張してきたのに勤務先職場提案も無いこと、解雇理由も具体的なものは一切説明されていないとしました。

9月26日13時10分「トドメの一撃」判決を確認に行こう！

衝撃的だったのは会社が「障害等級１３－４」について一切調べていないということでした。この等級では原職の一部は制限する余地はあるものの別業種であれば全く問題ないとする場合もあります。傍聴参加した私たち組合員等１２名は唖然を通り越し怒りがこみ上げてきました。こんな解雇は存在してはいけません。今年８月８日に最後陳述の手続きがあり結審しました。判決日を９月２６日１３時１０分をと指定されました。上田絵理弁護士、淺野高宏弁護士及び矢部執行委員長と共に参加しましょう。「トドメの一撃」判決を確認しよう！

組合員の声を届けます

オレンジ広場

6月22日の定例学習会に参加した組合員の感想です。M組合員は、担当の幹事らとともに学習会の準備にたずさわってくれました。「憲法改正」が本丸だが、秘密保護法を皮切りにした諸法律制定にも改めて危機感を覚えたそうです。

学習会―安倍自民党政権の「憲法改正」とは　第１回を終えて

まず、勉強会の進め方について私もかかわったことで恐縮なのですが、実際にはじまると、学習会で取り上げた岩本一郎先生の講演のうち「疑問７　自衛隊を憲法に明記しても、今と何も変わらないというのは本当でしょうか？」と「疑問８　自衛隊が憲法に明記されると、日本はどのように変わるのでしょうか？」があまりにも近接かつ共通項が多く、参加者は、疑問７について話そうとすると、疑問８の関連の話になってしまいがちなってしまった。逆にいえば、それぞれボリュームがあるので分けて話し合うほうが良いと私も思っていたのですが、結論からいえば勉強会の進め方としては、いっしょの方が無理がなくてわかりやすくなったのかと思いました。

今回の勉強会の資料の中では特に2013年12月　特定秘密保護法成立～15年　安保関連法～17年６月　共謀罪法の成立と、自民党による憲法改正の動きを年表で示した資料は、法律の制定と、密接に動いている自衛隊と米軍との関係がよくわかり、新聞からの資料と併せて、あらためて危機感をつのらせるものでした。

安倍自民党の「憲法改正」は第９条が本丸ですが、年表の資料からも明らかなとおり徳川家康の大阪城の堀の埋めたてのごとく外堀からせめています。「自民党改憲４項目」はあくまでも他の条文の改正もうたいながら、ついでに９条を変えるもしくは無効にし、戦争のできる国「日本」にしようとしています。と、これは結局のところ新野会長のお話と資料にいきつくのですが、岩本先生の講演に基づく勉強会の組み立ての前にそのことを全体の基礎にして展開するというやりかたがあったのかもしれません。

しかし、今回のコンセプトとして自民党の言っている「憲法改正」とは何かを解明し、われわれ、パートユニオンの勉強会に参加した人たちだけでも正確にその一つ一つに対し、しっかりとした裏付けをもって対応し、また各々の考えをもつベースにしたいということがありました。慣れない作業でもあり、私自身少々の脱線をしたとは思いますが今後のこやしにすべきとも思いました。　　（組合員M）

【組合員のみなさんへ　今回の学習会で勉強と意見交換の基にした、３月の定期総会で行われた岩本先生の講演会の内容を文章化したものは、５月末に全組合員に配布しています。ぜひ、参考にしてください。（Y）】

札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの
ホームページを見よう！次々と更新しています！
アドレスは　http://spk-chiku-union.jp/　札幌パートユニオン　検索

組合員の声を届けます

オレンジ広場

学習会に参加した組合員からの声。二つ目です。
空襲で友人を亡くした母親から聞いた体験談。学習会の場でも話してくれました。太平洋戦争の悲惨な戦争体験が風化しつつあると危機感を語り、共感の声が多く上がりました。

学習会に参加して　＜憲法改悪＞について　第１回

今回の定例学習会のテーマは＜憲法改悪＞の問題で、第 35 回定期総会のときに行われた岩本一郎さん（北星学園大学経済学部教授）の講演会の資料と、講演の内容を文章化したものを、学習会を担当する組合員が読み上げて、問題提起をして参加者と共に考えて行うという進め方で行われました。

担当する組合員から、自民党の「9 条に自衛隊を明記する」という改憲案について―自民党は「自衛隊を憲法に明記しても、今と変わらない」と言うが本当なのか？日本はどのように変わるのか？―という提起をめぐって、それぞれの思いを話しました。

これから何回か継続して話していかないと理解できない程の話ですから、講演会の資料と講演の内容を文章化したものは、組合員に送付済みです（５月２４日陽だまりと一緒に）ので、学習会に参加できなかった組合員の方はじっくりと読んでみて欲しいと思いました。

私は、新野会長が「石狩空襲」の話をされたのを聞いて、亡き母の話を思い出しました。

その日母は近所に住む友人と二人で水田の草取りをしていた時に、この空襲に遭い、近くの川の中に逃げたのですが、母と友人はほんの１～２メートル離れたところに避難していたのに、母の友人は機銃掃射に撃たれて亡くなっていた！と、私に話しました。この話を私は決して忘れられません。

この日は昭和 20 年 7 月 15 日の事、74 年前の出来事ですから、事実を語れる人がもう居ない！ということが気にかかります。このことを私は学習会でも話しました。

戦争の悲惨さを風化させないように出来たらいいなと思う私です。（安井由美子）

地域や全国の仲間のとりくみ

ユニオンの仲間たち

外国人技能実習生を違法に働かせたり、不当解雇をしたり、以前から問題が指摘されていた。そうした中で、札幌地域労組の仲間たちが、東川町で働いていたベトナム人技能実習生にかけられた、不当解雇問題の解決に立ち上がり、無事解決をした。

ベトナム人技能実習生の契約期限まえの不当解雇

札幌地域労組が労働組合の団結で反撃し解決

キックオフ
SAPPORO GENERAL UNION
札幌地域労組機関紙
２０１９年５月１３日発行
－第１６７号－
札幌市北区北６条西７丁目 自治労会館３Ｆ
TEL 756－7790
FAX 756－7792
E-mail sgu@s-union.gr.jp
sapporo-general-union.net

愛知県の青果卸売会社（株）東興青果に雇用され、東川町の関連会社で働いていたベトナム人技能実習生２１名が８ヵ月～２０カ月の契約期間を残した状態で解雇された事件で、札幌地域労組は当該ベトナム人実習生７名を組合へ加入させ、二度の団体交渉の結果、残りの契約期間の賃金の一部を会社に補償させることで和解しました。

また、事件の元凶である監理団体・三愛友好交流協同組合の数々の不正行為・違法行為について外国人技能実習機構に申告した件は、三愛に対し「改善勧告処分・改善指導処分」が下されました。

今回の事件では、言語の問題や現場までの距離などの物理的な問題、会社及び監理団体による露骨な不当労働行為など、突破しなければならない困難がいくつもありました。

記者会見の様子

東興青果との団体交渉　東川町にて

しかしながら、こうして無事に笑顔で終わることができたのは、「目の前の困っている人を助けたい」という、シンプルな想いであり、国籍、職業、ナショナルセンターなどの垣根を越えた「人間としての温かさ」だと思います。ご支援くださった皆様、この場を借りて心より御礼申し上げます。尚、事件の詳細については後日、ホームページに掲載していきたいと思います。（三吉）

新聞でも大きく取り上げられた。
５月１６日朝日新聞

外国人実習生 誰が守る
借金し訪日 突然解雇
農家就労 ベトナム国籍の22歳
「政府の責任 明確に」
保護の現状 民間任せ
政府の相談窓口 浸透せず

昨年暮れに政府は、外国人労働者の受け入れ拡大のためとして“中身が全くない法案だ”と批判されながら、改正出入国管理法を成立させ今年の４月１日に施行されました。これまで外国人技能実習制度で来日した外国人労働者が、転職の自由も禁止されたまま労働基準法も、最低賃金も守られないで働かされている実態や悪質ブローカーの存在が指摘されていましたが（上記のベトナム人実習生の問題もこの一例だ）、政府はその見直しもしないまま、家族も容易に呼べず人権が侵害されたまま、安くて経営者が都合よく働かせることのできる労働者の大量受け入れに踏み切ったのです。

日本で働く同じ労働者として、他人事で済ますことは出来ないと思います。（Y）

あらの会長の二言三言

戦前回帰の動きを断固阻止しよう！

私は、高卒後、6年間、会社務めして1966年、24歳のときに札幌地区労（現在の札幌地区連合）に職員として採用されて労働運動の道に入ります。

当時は、札幌地区労と全道労協（現在の連合北海道）は同じ事務所でした。私のとなりの机に、オルグの蔵前さんがいました。オルグとは、総評（現在の連合本部）が全国各地に組織化と争議支援の専門の指導者を200人配置し、地域労働運動を進めていました。

蔵前さんは、そのときは60歳代で、戦前、小樽市内で、20歳代から労働組合の活動をして、警察に逮捕されたり、拷問されたりして、命をはって弾圧に屈することなく、労働者の解放のために闘ってきています。

私は、蔵前さんから戦前の労働組合の闘いの話しを聞いて、私たちの先輩が、血を流し、闘いのなかで、いまの労働組合の活動と権利を確立したことに感銘をうけました

戦前、治安維持法であらゆる労働者、市民の要求は抑えこまれて、逮捕、投獄された人は、数十万人と言われて、小林多喜二のように警察で虐殺された人も多数に及んでいます。

戦後、戦前の反省のもとに平和憲法を成立し、民主主義の体制が確立されました。

労働組合の結成、活動も憲法で保障されることによって、労働者の暮らしも良くなり、労働意欲の向上につながり、日本の経済、社会は大きく発展してきました。

しかし、安倍政権になったときから、戦争法、秘密保護法、共謀罪法と次々と反動法案を強行採決し、着々と戦前回帰の動きが進んでいます。

これを止めるには、事実を知ることが大変に重要です。

慰安婦や徴用工をめぐる問題で、日本と韓国で大きな摩擦がおきています。これらの問題は、なかなか解決せずに、むしろ対立が激しくなっています。

この背景には歴史認識があり、いまの安倍政権では、戦前、となりの中国、朝鮮を侵略し、植民地支配のなかでアジアの人々に対し塗炭の苦しみを与えたことに対する反省が、まったく欠けていることに最大の問題があります。

こうした反動政治を阻止するためには、選挙で、自公政権を打破するしかありません。

今回の参議院議員選挙では、憲法改正に必要な3分の2以下に押さえたものの、過半数割れとなっていません。自民党に投票することは、結果的には自分の首を自分で絞めるようなものです。戦争で悲惨な経験をした父や母が亡くなり、戦前の酷い状態を知る機会が減少し、このことが戦前回帰の動きを許している結果になっています。

世界に誇るべき日本の憲法をなんとしても守り抜いていかなければなりません。

私たちユニオンも多くの働く仲間に訴えて、憲法改悪を推し進めようとする安倍政権を糾弾し、闘いの輪を広げていこう！

職場の問題解決の取り組み

無期雇用転換を嫌っての不当な雇止めを糾弾！

札幌市内の三越、東急などで店員として働いている女性のＡさんの件です。東京に本社があり、ジーパンなどの衣料品販売業で、全国のデパートなどに店舗を置いて営業しています。

Ａさんは、１年契約の社員として、採用されて４年勤務し、来年には、無期雇用転換となります。

無期雇用転換を前にして、会社は、2019 年４月、突然としてＡさんを今年の６月末で雇止めを通知してきました。

雇止めの理由として、この４年間に、職場内の同僚や派遣社員４名に対し、パワーハラスメント行為をしたとして、会社は、数回、Ａさんに改善の指導をしても改めないとしています。

しかし、会社から指導されたのは、１回のみであり、それもＡさんとしてはパワーハラスメント行為した認識はありませんでしたが、その後、同僚には慎重な対応を続けていました。

したがって雇止めの理由は、まったく存在しません。Ａさんは、来年には無期雇用転換となるために、会社が、これを嫌って雇止めしたことは明らかです。

団体交渉を数回行い、会社側は、本人にその都度、指導しているとの回答ですが、指導した証拠や、職場内の同僚へのパワーハラスメント行為をした証拠の提出を求めましたが、なんら証拠の提出もなく、具体的な説明もなく、極めて不誠実な対応を続けています。

現在、労働委員会のあっせんの手続きをとりましたが、会社があっせんに応じないこともありえますので、その場合は、地裁の労働審判又は訴訟の手続きをとって、なんとして不当な雇止めを撤回させます。

事前の注意もなく、突然の降格処分、処分の撤回を！

ある病院での看護主任、女性のＢさん、病院側が突然として、同僚に対してパワーハラスメント行為をしたとして、2019 年７月、看護主任の任を解くとして懲戒処分を通知してきました。

上記のＡさんと同じ内容です。

この通知した処分理由について、事前の注意、指導も一切なく、突然の懲戒処分です。

この処分により、Ｂさんは、精神的なダメージをうけて、体調も悪化し、就労は極めて困難な状態となり、病院に診断したところ、精神疾患で就労不可能との診断結果となりました。

現在、当ユニオンに加入し、懲戒処分の撤回と慰謝料の支払いを要求し、病院側と団体交渉を行っています。

これまで

5月25日(土)「示そう辺野古NO！の民意を」全国総行動　戦争をさせない北海道委員会（大通り西3）
6月10日(月)　東京キタイチユニオン・矢部さん解雇撤回闘争支援　裁判傍聴行動（札幌地裁）
6月19日(水)「戦争をさせない」総がかり行動　戦争をさせない北海道委員会（大通り西3）
6月22日（土）　札幌パートユニオン　第35期第1回定例学習会　（ユニオン会議室）
7月23日(火)「戦争をさせない」総がかり行動　戦争をさせない北海道委員会（大通り西3）
7月25日（木）　札幌パートユニオン　第35期第3回幹事会　（ユニオン会議室）
8月5日(月)　北海道地域最低賃金引き上げ求める　労働局前集会　連合北海道（札幌第一合同庁舎前）
8月10日(土)　札幌地区ユニオン第2回組織研修会（ユニオン会議室）
8月16日(金)「不戦の日！8・15北海道集会」　北海道平和運動フォーラム・集会実行委員会（自治労会館）
8月19日(月)「戦争をさせない」総がかり行動　戦争をさせない北海道委員会（大通り西3）
8月20日(火)「第3回なくそう！官製ワーキング・プア北海道集会」　実行委員会（北海学園大学）
8月24日（土）札幌パートユニオン第1回街頭宣伝行動（紀伊国屋前）
札幌パートユニオン　陽だまり182号発行作業　（ユニオン会議室）

これから

9月12日(木)　第20回憲法問題連続講座　戦争をさせない北海道委員会・北海道平和運動フォーラム
「辺野古だけじゃない！自衛隊の南西諸島配備の危険性」
講師：沖縄平和運動センター議長　山城博治さん　18:30～20:00　自治労会館5F大ホール
9月14日(土)　札幌パートユニオン　第35期第2回定例学習会
安倍自民党政権の「憲法改正」とは？～意見を出し合おう～第2回
自民党改憲案「緊急事態条項新設」がテーマ　**15:00～　学習会　17:00～　懇親会　ユニオン会議室**
9月19日(木)「戦争をさせない」総がかり行動　戦争をさせない北海道委員会　18:00～　大通り西3
9月26日（木）　札幌パートユニオン　第35期第4回幹事会　18:30～　ユニオン会議室
10月5日(土)・6日(日)　コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク・第31回全国交流集会inひょうご姫路
10月6日(日)　さようなら原発北海道集会　13:30～　大通り西8
11月9日(土)　札幌地区ユニオン第3回組織研修会　日時・場所未定
11月　札幌パートユニオン　コミュニティ・ユニオン全国交流集会・報告会　日時・場所未定
11月28日（木）　札幌パートユニオン第35期第5回幹事会　18:30～　ユニオン会議室
11月30日（土）札幌パートユニオン第2回街頭宣伝行動（紀伊国屋前）・予定
札幌パートユニオン　陽だまり183号発行作業　（ユニオン会議室）

お知らせ

☆職場、社会の事など何でも。「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集しています。
☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
☆組合費の納入が滞らないように、郵便口座の確認をしておきましょう。
3ヶ月以上の滞納がつづくと、組合脱退の扱いになってしまいます。

編・集・後・記

北海道も今年は一時猛暑が続いた。皆さん熱中症は大丈夫でしたか？

最低賃金は８６１円に決まった。上がったとはいえ、到底普通に働いて、普通に暮らせる金額ではない。中小企業をも搾り取り、内部留保を溜め込み続ける大企業をこのまま放置していいのか！ワーキング・プアを無くすにはどうすべきか。最低賃金の議論はそこからではないのか。

６月の定例学習会で「憲法改正」をテーマにして「９条に自衛隊を明記する」という自民党の改憲案について意見を交わした。９条を変えてはいけないという意見はもちろんだったが、戦争体験の風化や、「北方領土を戦争で取り返す」という国会議員の出現に、戦争への危機感を示す発言もあった。いい学習会だった。参院選の際、道警が安倍首相の演説に抗議の声を上げた市民を強制排除した。今尚、道警は正当性を示せないでいる。「表現の不自由展・その後」への名古屋市長の中止要求。言論圧殺の動きは戦前のように進行してはいないか。９月の学習会も憲法問題。ぜひ参加を！（Y）